

# 簡素な給付措置について

# 簡素な給付措置

(消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について(平成25年10月1日閣議決定)(抄))

○ 消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置と併せ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、総額約3,000億円の給付措置を行う。

○ 税制抜本改革法第7条第1号ハの規定に基づき暫定的・臨時的措置として実施する簡素な給付措置について、消費税率が8%である期間における具体的な内容を、下記のとおりとする。

## (1) 給付対象者

市町村民税(均等割)が課税されていない者(市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等を除く)  
(注)生活保護制度内で対応される被保護者等は対象としない。

## (2) 給付額

給付対象者一人につき、10,000円(1年半分を1回の手続で支給)

## (3) 加算

(1)の給付対象者のうち、以下のいずれかに該当する者には、26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、一人につき5,000円を加算

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者等
- ・児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成17年法律第9号)の対象となる手当(児童扶養手当、特別障害者手当等)の受給者等

## (4) 実施方法

給付対象者からの申請に基づき、市町村(特別区を含む。)の協力を得て実施する。また、都道府県に対しても、市町村の円滑な執行の支援について協力を求める。具体的には、地方と協議を行い、決定する。

国は、簡素な給付措置の実施に要する費用について負担するほか、市町村の事務負担に配慮し、必要な協力を行う。実施方法は、事務・費用の両面でできる限り簡素で効率的なものとする。

## (5) その他

この閣議決定に定めるもののほか、本措置の実施業務につき必要な事項は、厚生労働大臣が別に定める。

# 税制抜本改革法

(平成24年8月10日成立)

(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号))

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 消費課税については、消費税率(地方消費税率を含む。以下この号において同じ。)の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ 低所得者に配慮する観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。第六号において「番号法」という。)による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する制度(次号ニ(3)及び第六号において「番号制度」という。)の本格的な稼働及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、**総合合算制度**(医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるものをいう。)、**給付付き税額控除**(給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。)等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する。

ロ 低所得者に配慮する観点から、**複数税率**の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。

ハ **第二条の規定の施行からイ及びロの検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として**、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、**簡素な給付措置を実施する**。

ニ～ヨ (略)

二～八 (略)

# 簡素な給付措置

(平成25年10月1日閣議決定) (抄)

## ① 趣旨

- 簡素な給付措置は、低所得者ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、低所得者対策として消費税率が8%の段階で、暫定的・臨時的に実施するもの。

## ② 内容

- 実務上の対応可能性や社会保障各制度における低所得者の範囲との整合性を踏まえ、市町村民税（均等割）が課税されていない者から、
  - ① 市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等
  - ② 生活保護制度内で対応される被保護者等を除いた者を給付対象とする。
- 所得の少ない家計ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、消費税率の引上げによる1年半分の食料品の支出額の増加分を参考に、給付額を1万円とする。
- 26年4月からの消費税率引上げに加え、26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、老齢基礎年金の受給者等については、一人につき5千円を加算する。

## ③ スケジュール

- 今後地方自治体とも協議のうえ実施方法について詰める中で決まっていく。現段階においては、基本的には26年度の市町村民税の課税情報に基づき給付していくことを想定しているが、可能な限り早く給付できるよう、効率的な実施方法等について、地方自治体と協議していく。

# 簡素な給付措置〔対象者〕

## ① 対象者の概要

○ 実務上の対応可能性や社会保障各制度における低所得者の範囲との整合性を踏まえ、市町村民税（均等割）が課税されていない者から、

① 市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等

② 生活保護制度内で対応される被保護者(※)等

を除いた者を給付対象とする。

(※) 生活保護の被保護者については、26年4月に消費増税による負担増の影響分を織り込んで生活扶助基準の改定を行うことを想定しているため対象外としている。

## ② 対象者の数

○ 給付対象者は、2,400万人程度と見込んでいる。

(参考)

- ・ 市町村民税（均等割）非課税者（市町村民税課税者の扶養親族等を除く） … 2,600万人程度
- ・ 生活保護制度の被保護者等 … 200万人程度

## 簡素な給付措置〔対象外の者〕

- 生活保護の基準の例による給付を行っている国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者等を給付対象外とすることを想定している。

(参考) 現在想定している給付対象外とする者

- ・ 中国残留邦人等に対する支援給付の受給者 約7,000人
- ・ 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者 35人
- ・ ハンセン病療養所非入所者給与金(援護加算分)の受給者 4人

## 簡素な給付措置〔給付額〕

### ① 金額

- 1万円という金額については、所得の少ない家計ほど生活に必要な不可欠な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、消費税率の引上げによる1年半分の食料品の支出額の増加分を参考に設定したものの。

### ② 回数

- 今回の給付措置は、消費税率が8%である期間を対象に暫定的・臨時的措置として行うものであることから、事務・費用の両面でできる限り簡素で効率的なものとするため、1回の手続きで支給する。

# 簡素な給付措置〔加算①〕

## ① 加算措置の概要

- 26年4月からの消費税率引上げに加え、26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、老齢基礎年金の受給者等については、一人につき5千円(※)を加算することとしたもの。

(※) 平成26年4月の特例水準解消について、基礎年金の平均受給額が概ね5千円減少すると見込まれることを踏まえ設定。

## ② 加算措置の対象者

- 26年4月の年金の特例水準解消等を考慮して、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者等に加え、年金と同様に特例水準解消の対象となる手当の受給者等を加算措置の対象としている。

(参考) 上記の他、現在想定している加算措置の対象者一覧

- ・ 児童扶養手当の受給者
- ・ 特別児童扶養手当の受給者
- ・ 特別障害者手当の受給者
- ・ 障害児福祉手当の受給者
- ・ 福祉手当(経過措置分)の受給者
- ・ 原爆被爆者諸手当の受給者
- ・ 毒ガス障害者対策手当及びガス障害者対策手当の受給者
- ・ 予防接種法に基づく健康被害救済給付金の受給者
- ・ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法に基づく健康被害救済給付金の受給者
- ・ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品副作用被害救済制度又は生物由来製品感染等被害救済制度の受給者



## 簡素な給付措置〔加算②〕

### ③ 加算措置の対象者数

- 年金（老齢・障害・遺族）や児童扶養手当等の受給者等の加算の対象者としては、以下の人数の合計として、1,200万人程度と見込んでいる。
  - ・ 65歳以上の市町村民税世帯非課税者の推計数 900万人程度
  - ・ 障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者等 200万人程度
  - ・ 児童扶養手当等特例水準解消の対象となる手当の受給者 100万人程度

## 簡素な給付措置〔そのほか〕

### ① 所要額

- 給付に係る所要額は、3,000億円程度と見込んでいる。事務費を含めた全体の所要額は、今後政府内で検討していく。

(参考) 3,000億円程度の内訳

- ・ 本体部分：2,400億円程度 (2,400万人程度×1万円)
- ・ 加算部分：600億円程度 (1,200万人程度×5千円)

### ② 支給時期

- 今後地方自治体とも協議のうえ実施方法について詰める中で決まっていくこととなる。現段階においては、基本的には26年度の市町村民税の課税情報に基づき給付していくことを想定しているが、可能な限り早く給付できるよう、効率的な実施方法等について、地方自治体と協議していく。

# 簡素な給付措置支給業務実施本部

(平成25年10月1日～)

- 「簡素な給付措置」の支給に関する業務を総合的に推進するため、厚生労働省に、「簡素な給付措置支給業務実施本部」を設置し、本部の事務局として「簡素な給付措置支給業務室」を設置。

本部長	社会・援護局長
本部長代理	政策統括官（社会保障担当）
副本部長	大臣官房審議官（賃金、社会・援護・人道調査担当） 大臣官房審議官（老健、障害保健福祉、医療・介護地域連携担当） 年金管理審議官
構成員	健康局総務課長 雇用均等・児童家庭局総務課長 社会・援護局総務課長 障害保健福祉部企画課長 老健局総務課長 年金局総務課長 参事官（社会保障担当参事官室長併任）
事務局	簡素な給付措置支給業務室（室長 社会・援護局総務課長）